

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6 月30日

【会社名】 高砂香料工業株式会社

【英訳名】 TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶村 聡

【本店の所在の場所】 東京都大田区蒲田 5 丁目37番 1 号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区蒲田 5 丁目37番 1 号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典

【縦覧に供する場所】 高砂香料工業株式会社大阪支店
(大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番16号アクア堂島NBFタワー 6 階)
高砂香料工業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦 1 丁目10番27号カネヨビル 3 階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月28日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額592,113,480円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、榊村聡、野依良治、笠松弘典、松尾孝司、藤原久也、アルフレド・エー・アスンシオン、山形達哉、染川健一、谷中史弘、松田浩明の各氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、近藤仁氏を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役9名及び監査役3名に対し、役員賞与総額16,790千円（取締役分12,590千円、監査役分4,200千円）を支給する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬は年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）、監査役の報酬は年額60百万円以内とする。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

社外取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入する。また対象者に対する報酬は、第5号議案に係る取締役の報酬額とは別に年額100百万円以内と設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%) (注) 3
第 1 号議案 剰余金の配当の件	176,097	301	0	(注) 1	可決 99.62
第 2 号議案 取締役10名選任の件				(注) 2	
榊村 聡	172,202	4,196	0		可決 97.42
野依 良治	174,411	1,987	0		可決 98.67
笠松 弘典	175,137	1,261	0		可決 99.08
松尾 孝司	175,158	1,240	0		可決 99.09
藤原 久也	175,165	1,233	0		可決 99.09
アルフレド・エー・ アスンシオン	175,147	1,251	0		可決 99.08
山形 達哉	175,165	1,233	0		可決 99.09
染川 健一	175,161	1,237	0		可決 99.09
谷中 史弘	175,161	1,237	0		可決 99.09
松田 浩明	174,937	1,461	0		可決 98.96
第 3 号議案 監査役 1 名選任の件				(注) 2	
近藤 仁	174,514	1,884	0		可決 98.73
第 4 号議案 役員賞与支給の件	171,073	5,325	0	(注) 1	可決 96.78
第 5 号議案 取締役及び監査役の報酬 額改定の件	176,187	211	0	(注) 1	可決 99.67
第 6 号議案 取締役に対する譲渡制限 付株式報酬制度に係る報 酬額設定の件	172,906	3,492	0	(注) 1	可決 97.82

- (注) 1 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3 . 賛成割合の算出方法は、本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。